

# 稲城市公共施設アダプト制度実施要綱

〔平成 28 年 11 月 15 日〕  
市 長 決 裁

## （目的）

第 1 条 この要綱は、市の管理する道路、水路、公園及び緑地（以下「公共施設」という。）において、市民等が協働管理者として自発的に緑化、美化、清掃等を行うために必要な事項を定め、もって公共施設に対する保全の意識の啓発及び地域環境の向上を図り、かつ、良好な地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この要綱において「協働管理者」とは、市との第 8 条 1 項所定の合意に基づき、市と協働して公共施設の一定区域について自発的に緑化、美化、清掃等を行う個人又は団体（以下「団体等」という。）をいう。

## （活動内容）

第 3 条 稲城市公共施設アダプト制度による活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の緑化、美化及び清掃に関すること。
- (2) 公共施設に対する保全の意識の啓発に関すること。
- (3) 公共施設の機能に関する改善の提案及び実施に関すること。
- (4) 公共施設の破損等の連絡に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共施設の管理に関すること。

## （公共施設の利用等）

第 4 条 協働管理者は、その管理する公共施設について、市長の許可を得た上で、花壇を設置及び管理し、若しくは花又は間伐材を取得又は利用することができる。

## （公募）

第 5 条 協働管理者は公募により選定する。

2 前項の公募をするときは、協働管理者となろうとする団体等につき、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学する小学生以上の者若しくはこれらの者から構成される団体であること。
- (2) 団体等にあつては、次のいずれかに該当すること。ただし、当該団体等の主たる構成員が小学生又は中学生であるときは、その代表者が保護者又は教育関係者であること。

ア 代表者が成人であり、かつ、市内に住所を有すること。

イ 代表者が成人であり、かつ、市内に事務所を有する企業に勤務していること。

(3) 1年以上の期間継続して緑化、美化、清掃等を行うことができる団体等であること。

(4) 公共の利益を害し、又は害するおそれのある団体、営利を目的とする団体、宗教活動を目的とする団体、政治活動を目的とする団体等でないこと。

(申込方法)

第6条 協働管理者になることを希望する団体等は、市長に対し、稲城市公共施設アダプト制度申込書（様式第1号）、参加者名簿（様式第2号。団体に限る。）及び活動計画書（様式第3号）を提出するものとする。

(協議)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、活動計画等について当該団体等と協議するものとする。

(合意)

第8条 市長は、前条の協議において合意に至ったときは、当該団体等と稲城市公共施設アダプト制度合意書（第4号様式）を取り交わすものとする。

2 市長は、団体等が合意書の内容を履行せず、又は合意内容を逸脱したときは、合意に基づく活動を行うよう指導又は助言するものとする。

(合意内容の変更)

第9条 協働管理者は、活動計画その他の合意の内容を変更しようとするときは、稲城市公共施設アダプト制度変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出があった場合において、当該変更を承認するときは、稲城市公共施設アダプト制度変更承認書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

(合意の解除)

第10条 協働管理者は、公共施設の管理の活動を休止しようとするときは、市長に対し、稲城市公共施設アダプト制度解除申出書（様式第7号）を提出しなければならない。この場合において、市長は、特段の事由がない限り当該申出を承認し、稲城市公共施設アダプト制度解除通知書（様式第8号）によりその旨を通知するものとする。

2 前項に規定するほか、市長は、第8条第2項の指導又は助言に従わないときは、稲城市公共施設アダプト制度解除通知書（様式第8号）による通知の上で合意を解除することができる。

3 前2項の規定により合意を解除するときは、協働管理者は管理箇所を原状に回復し、市長の確認を得なければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(活動期間及び場所)

第11条 活動期間は、1年以上とする。ただし、更新を妨げない。

2 活動場所は、原則として一の協働管理者につき、一の公共施設とする。ただし、特段の合意があるときは、この限りでない。

(支援)

第12条 市長は、協働管理者に対し、予算の範囲内で次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 緑化、美化又は清掃を行うに当たり必要な資材の支給又は貸与

(2) 腕章の貸与

(3) 協働管理者の名称を記載した看板の掲示（一の公共施設につき、原則として1か所とする。）

(4) 傷害保険の加入

(5) 研修会の開催

2 公共施設の管理活動において発生したごみは、市の負担において処理する。ただし、第4条各号に掲げる活動により発生したごみの処理については、協働管理者の負担とする。

(報告)

第13条 協働管理者は、毎年5月末日までに稲城市公共施設アダプト制度活動報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(感謝状の贈呈)

第14条 市長は、協働管理者として10年以上にわたり公共施設の管理に当たった団体等に対し、感謝状を贈呈するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に都市建設部長が定める。

付 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。